㈡　許可を受けずに重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状変更等をした者等の罰金を五〇万円以下に引き上げることとした。（第一九七条関係）

二　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正関係

地方公共団体は、条例の定めるところにより、文化財の保護に関する事務を、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行することができることとした。（第二三条関係）

三　附則

この法律は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇土地改良法の一部を改正する法律（法律第四三号）（農林水産省）

1　組合員の資格交替の円滑化等

㈠　土地改良事業に参加する資格（以下「事業参加資格」という。）を貸借地の所有者から耕作又は養畜の業務を営む者へ交替する場合の農業委員会の承認を廃止し、申出によることとした。（第三条第二項関係）

㈡　農地中間管理機構が組合員たる資格を取得し、又は喪失した場合において、当該資格の得喪を土地改良区に通知したときは、農地中間管理機構以外の当事者についても資格得喪通知をしたものとみなすこととした。（第四三条第三項関係）

㈢　土地改良区は、定款で定めるところにより、貸借地の所有者又は耕作若しくは養畜の業務を営む者であって、事業参加資格を有しないものを、准組合員として土地改良区に加入させることができることとした。（第一五条の二～第一五条の四関係）

㈣　准組合員は、総会に出席して意見を述べることができることとした。（第三二条第四項関係）

㈤　土地改良区は、准組合員が、組合員の同意を得て賦課金等の一部を当該准組合員に賦課すべき旨を申し出たときは、当該准組合員に対して賦課徴収することとした。（第三六条第二項関係）

㈥　土地改良区は、耕作又は養畜の業務を営む者の土地改良事業への参加の促進を図るため、土地改良施設の管理その他の土地改良事業に関する情報の提供に努めることとした。（第一五条の五第一項関係）

㈦　国及び地方公共団体等は、土地改良区に対し、必要な指導、助言その他の援助を行うほか、国等が行う土地改良事業により新設又は変更した土地改良施設に係る情報の提供を行うよう努めることとした。（第一五条の五第二項及び第五七条の九関係）

2　土地改良施設の管理への参加

㈠　土地改良区は、定款で定めるところにより、地域住民を主たる構成員とする団体で土地改良施設の管理に関連する活動を行うものを、施設管理准組合員として土地改良区に加入させることができることとした。（第一五条の二～第一五条の四関係）

㈡　施設管理准組合員は、総会に出席して意見を述べることができることとした。（第三二条第四項関係）

㈢　土地改良区は、施設管理准組合員に対し、土地改良施設の管理への協力を求めることができることとした。（第三六条の二関係）

3　理事の資格要件の見直し

土地改良区（土地改良区連合を含む。5及び6において同じ。）の理事の定数の少なくとも五分の三は、原則として、組合員で、かつ、耕作又は養畜の業務を営む者でなければならないこととした。（第一八条第五項等関係）

4　総代会制度の見直し

㈠　総代会の設置要件を組合員の数が一〇〇人を超える土地改良区とするとともに、総代の定数を三〇人以上で定款で定めることとした。（第二三条第一項及び第二項関係）

㈡　総代の選挙について、選挙管理委員会による管理を廃止し、土地改良区の役員の選挙に準じて土地改良区が行うこととした。（第二三条第四項において準用する第一八条第三項関係）

㈢　総代は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができることとした。（第二三条第五項において準用する第三一条第二項関係）

㈣　総代会において解散又は合併の決議があったときは、理事は、決議の内容を組合員に通知するとともに、組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て総会の招集を請求したときは、総会を招集しなければならないこととした。（第二四条関係）

5　財務会計制度の見直し

㈠　土地改良区の監事のうち一人以上は、原則として、組合員等以外の者でなければならないこととした。（第一八条第六項等関係）

㈡　土地改良区及び土地改良事業団体連合会は、決算関係書類として、事業報告書、収支決算書及び財産目録のほか、原則として貸借対照表を作成することとし、決算関係書類について、監事の意見書を添付して総会に提出するとともに、総会の承認後、都道府県知事等への提出及び公表を行うこととした。（第二九条の二等関係）

6　利水調整規程の策定

土地改良区は、農業用の用水施設の管理を行う場合には、農業用水の利用の調整に関する事項について、総会の議決を経て、利水調整規程を定めることとした。（第五七条の三の二等関係）

7　土地改良区連合の業務の拡充

二以上の土地改良区は、土地改良事業のほか、土地改良区の事業の一部を行うため、土地改良区連合を設立することができることとした。（第七七条関係）

8　経過措置

㈠　この法律の施行の際現に存する土地改良区及び土地改良区連合については、理事及び監事の要件に係る3及び5の㈠の規定は、施行日から起算して四年を経過した日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しないこととした。（附則第三条関係）

㈡　この法律の施行の際現に存する土地改良区及び土地改良区連合については、貸借対照表に係る5の㈡の規定は、施行日から起算して三年を経過した日以後に開始する事業年度から適用することとした。（附則第六条関係）

9　施行期日

この法律は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（法律第四四号）（厚生労働省）

一　生活困窮者自立支援法の一部改正関係

1　基本理念の創設

㈠　生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならないものとした。（第二条第一項関係）

㈡　生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関（以下単に「関係機関」という。）及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならないものとした。（第二条第二項関係）

2　生活困窮者の定義の見直し

生活困窮者の定義について、経済的困窮に至る要因として、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情」を明記することとした。（第三条第一項関係）

3　生活困窮者一時生活支援事業の拡充

生活困窮者一時生活支援事業を次に掲げる事業とすることとした。（第三条第六項関係）

㈠　一定の住居を持たない生活困窮者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

(1)　㈠に掲げる事業を利用していた生活困窮者であって、現に一定の住居を有するもの

(2)　現在の住居を失うおそれのある生活困窮者であって、地域社会から孤立しているもの

㈡　次に掲げる生活困窮者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業